会員先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

事　務　連　絡
令和７年 12 月８日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課

「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト等について
（再周知）

オンライン診療については、安全性・必要性・有効性の観点から、医師、患者及び関係者が安心できる適切な普及を推進するため、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年３月）（令和５年３月一部改訂）」（平成 30 年３月 30 日付け医政発 0330 第 46 号別紙。以下「オンライン診療指針」という。）において、その実施にあたって医療機関等が最低限遵守する事項及び推奨される事項並びにその考え方をお示ししています。

また、オンライン診療を医療機関が導入する際に参考とできるよう、「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針について（通知）」（令和５年６月 30 日付け医政発 0630 第３号）に基づき、「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を作成した上で、「オンライン診療の利用手順を示した手引書等について」（令和６年３月 29 日付け事務連絡）においてお示ししています。

「オンライン診療指針」において、オンライン診療を実施する医療機関が最低限遵守する事項の一つとして、「ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表するものとする」とされていることから、上記「チェックリスト」を活用し、指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨の公表方法として、医療機関のホームページに当該「チェックリスト」を公表することも考えられます。

また、オンライン診療を実施する医療機関と連携して地域の医療提供体制を確保するに当たっては、当該「チェックリスト」が公表されていることなどの確認を通じて、当該医療機関が、指針を遵守していることを確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれては、医療機関、医療関係団体、関係市区町村等に対しても、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

○　（医療機関向け）「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト

https://www.mhlw.go.jp/content/001241873.pdf

（参考）厚生労働省ホームページ「オンライン診療について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html

（参考）「オンライン診療指針」の該当の記載

Ⅴ　指針の具体的適用

２．オンライン診療の提供体制に関する事項

(1)医師の所在

②最低限遵守する事項

ⅵ　オンライン診療を実施する医療機関は、ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表するものとする。